



■■■■ ひとり暮らしの ■■■■



高齢者などへの福祉サービス

発行：豊中市 福祉部 長寿安心課＜令和4年(2022年)12月現在＞

このリーフレットは、ひとり暮らしの高齢者などへの介護保険以外のサービスを掲載しています。ご自宅で安心して過ごしていただけるよう、様々なサービスを載せていますので、ご活用ください。

【問い合わせ先】豊中市 福祉部 長寿安心課

TEL：06-6858-2235 FAX：06-6858-3611

●ひとり暮らしになったら

・ひとり暮らし高齢者名簿への登録（安心キットの配付事業）

対象

65歳以上のひとり暮らしの人

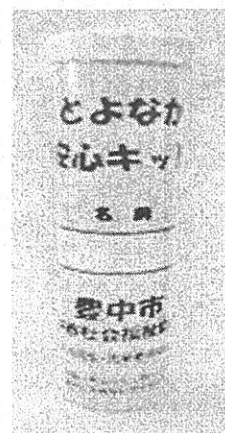
内容

地域の民生委員がひとり暮らしの高齢者の相談にのったり、緊急時の連絡に活用するため、民生委員を通じてひとり暮らし高齢者の登録を行っています。

利用料等

無料

※ひとり暮らし高齢者名簿に登録された高齢者には、「安心キット」の配付を行います。
（安心キットは、筒状のプラスチック製の容器に、かかりつけ医療機関などの必要な情報を書いた紙を入れ、所定の場所(冷蔵庫の中)に保管してもらい、緊急時に備えるものです）



・防災・福祉ささえあいづくり推進事業（避難行動要支援者の名簿登録）

対象

次のいずれかの要件を満たす人で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する人

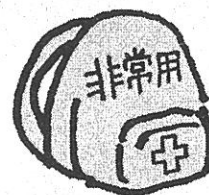
①65歳以上のひとり暮らしの人で、要介護1・2または要支援1・2の認定を受けた人

②要介護3・4・5の認定を受けた人

③その他災害時に自力避難に不安を抱く人で市長が特に必要と認めた人

※①、②の対象者には、豊中市から申請書（兼同意書）が郵送されます。

※上記とは別に、障害の要件あり。詳しくは障害福祉課にお問合せください。



内容

同意していただいた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供することで、地域の支援体制づくり、訓練、災害時の安否確認や避難誘導等に活用します。

利用料等

無料

※本制度は、善意・共助の精神に基づく地域の助け合いによるもののため、同意・登録いただきましても、必ずしも災害時の支援を受けることができるとは限りません。日頃から災害への備えをしていただくことと、地域の方々と交流する機会を増やすよう心がけてください。

●緊急対応の必要な疾病になったら

・緊急通報システム ホットライン「きずな」

対 象

常時注意が必要な疾病などがあり、①～③のいずれかに該当する人

①65 歳以上のひとり暮らしの人

②65 歳以上のみの世帯の人

③昼間・夜間独居の 65 歳以上の人

※昼間・夜間独居とは…同居家族の就労等のやむを得ない事情で、独居となる期間が週 4 日以上 1 日あたり 8 時間程度で一定期間継続の人

内 容

固定電話に取り付けた緊急通報装置の緊急ボタン(またはペンダント型発信ボタン)を押すと消防局に通報され、必要に応じて救急隊出動などの緊急時の対応を行います。

また、看護師などによる健康相談が 24 時間利用できます。

※お近くにお住いの自宅の鍵を預かっていただける協力員（1～2 人）の登録が必要です。

※やむを得ず協力員が見つからない場合は、市の委託業者の鍵預かりも可能です。

利用料等

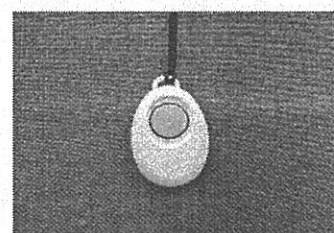
無料

※通話料は自己負担

※保守通信料が 1 通話／30 日（約 10～20 円）



本体



ペンダント

・高齢者福祉電話

対 象

65 歳以上のひとり暮らしの人で、電話を持っておらず緊急対応が必要な疾病がある人

※市民税非課税世帯のみ

内 容

電話を貸与し、設置費と毎月の基本料金を助成します。

利用料等

通話料などは自己負担



●ちょっとしたお手伝いが必要になったら

・軽度生活援助サービス

対 象

援助の必要な 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の人

内 容

自立した生活を支援するため、簡単な日常生活の援助を（公社）シルバー人材センターの会員が行います。（家事、庭や溝の掃除、窓ふき、荷物の整理、電球取替など）

※要支援・要介護の認定を受けている人は、介護保険の訪問介護の利用が可能なものについては、介護保険サービスをご利用ください。

利用料等

援助内容ごとの自己負担があります。1 週間に 1 回（2 時間）まで。

●見守りが必要になったら

・ICT 見守りサービス

対 象

見守りが必要な疾病を有する 65 歳以上のひとり暮らしの人

内 容

電球の点灯／消灯の動きが 24 時間ない場合に、事前に設定した通知先にメールで異常を通知します。通知先から依頼があれば、委託事業者が設置先を代理訪問し、安否を確認します。

利用料等

無料



●排尿・排便において介助が必要になったら

・紙おむつ給付

対 象

要介護 3・4・5 で本人及び同居する人全員が市民税非課税である人(生活保護世帯は除く。)但し、要介護 3 の場合は、新規申込時に「排尿・排便」において「介助等」が必要な人に限る。

内 容

月に 1 回、紙おむつを支給します。

利用料等

介護度 4・5 は 8,000 円まで、介護度 3 は 5,000 円までを現物支給



●火の消し忘れが何度もあったら

・日常生活用具の給付

対 象

65 歳以上のひとり暮らしなどの人で、

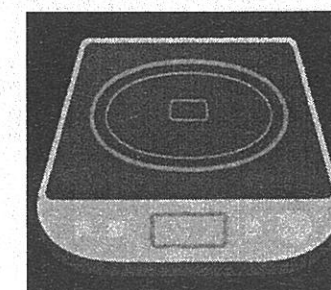
火の消し忘れなどがあり防火の配慮が必要な人

内 容

電磁調理器 ・ 火災警報器 ・ 自動消火器 を給付します。

利用料等

生計中心者の所得税額により自己負担があります。



●外出が困難・不安になったら

・外出支援（送迎）サービス

対 象

65 歳以上の人で、車いすを利用している人

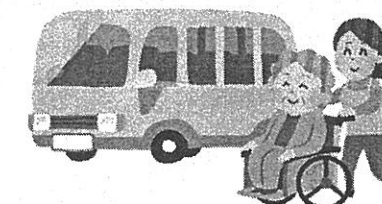
内 容

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者を、リフト付自動車で居宅から医療機関・市役所等へ送迎します。

※家族やヘルパーなどの付添が必ず必要です。

距離制で片道 300 円～ 利用回数は月 2 回までです。

※豊中市内及び特定区域の



・市社協くらしささえあい事業

【問い合わせ先】豊中市社会福祉協議会
TEL: 06-6848-1279 FAX: 06-6841-2388

★福祉便利屋事業

対 象

65 歳以上の高齢者

内 容

高齢者のちょっとした困りごとに対応する支援を行います。(メニュー限定)

(買い物代行、話し相手、家具の移動、電球交換、ゴミ出し・分別、重い物の移動、大型ごみの搬出、簡単な日曜大工、携帯電話操作、簡単な針仕事、草むしり、荷物の入れ替え、見守り・安否確認)
※他制度優先・介護保険で利用可能できるもの、身体介護は不可。

利用料等

(年会費) 300 円 (謝礼金) 200 円/15 分

★安心・見守り事業

対 象

65 歳以上のひとり暮らしの人で、要介護認定を受けていない人、要支援 1・2 の人

内 容

◎見守り

月 1 回の定期訪問及び緊急時の対応を行います。

◎安心コール

週 1 回の電話による安否確認・緊急時には安心サポーターが対応します。

利用料等

(年会費) 1,200 円 ※途中入会は@100 円×3 月までの月数

(利用料) 見守り: 400 円/30 分 安心コール: 200 円/月

★生活支援事業

対 象

支援の必要な人

内 容

支援を必要とする人に家事などの支援を行います。

※他制度優先・身体介護は不可。

利用料等

(年会費) 1,200 円 ※途中入会は@100 円×3 月までの月数

(謝礼金) 200 円/15 分



・友愛電話訪問

【問い合わせ先】豊中市社会福祉協議会
TEL: 06-6848-1000 FAX: 06-6841-2388

対 象

65 歳以上のひとり暮らしの人で、安否確認や話し相手が欲しい人

内 容

ボランティアによる電話訪問を行います。(月 1 回火曜日、時間は要調整)

利用料等

無料

事業の詳細、申込用紙などは
市ホームページをご覧ください。

